

## スポーツ施設の営業再開に向けた感染予防対策について

令和2年5月15日

(令和2年5月22日改定)

広島県地域政策局スポーツ推進課  
 広島県商工労働局商工労働総務課  
 広島県体育施設協会  
 一般財団法人広島県水泳連盟  
 広島県ボウリング場協会

### 【対象施設】

- 体育館、柔剣道場、屋内・屋外水泳場、ボウリング場、スケート場、バレエ教室、体操教室、ヨガ・ホットヨガスタジオ
- 次の施設のうち、屋内施設  
ゴルフ練習場、バッティング練習場、フットサル場
- 次の施設のうち、観客席部分  
陸上競技場、野球場、テニス場、サッカー場、フットサル場

職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。

### 1 施設入場における注意事項

#### ○ 感染防止の注意喚起

- ・ 受付窓口や掲示、ホームページでの注意喚起
  - ～ 発熱、咳、咽頭痛等の症状や体調不良のある場合の利用の自粛
  - ～ マスク着用や入場制限などの感染防止取組への協力旨の事前周知

#### 【レベル2以上の段階で行う感染防止策】

発熱、咳、咽頭痛等の症状や体調不良のある場合の利用の自粛や、運動実施時を除く施設内におけるマスク着用、場合によっては入場制限があることなどについて、チラシ配布、窓口での積極的に呼びかけ・確認を実施

#### ○ 入場制限による感染リスクの低減

- ・ スタッフの体調管理の徹底
  - ～ 出勤前の検温の徹底、発熱・咳・咽頭痛等の症状や体調不良の場合の出勤停止
- ・ 利用者の体調管理の徹底等
  - ～ 体温、体調などの事前申告の徹底
  - ～ スクール受講生保護者など送迎者の施設内入場の自粛
- ・ 予約受付時に、空いている時間での利用を促すなどの利用調整

#### ○ 施設の出入口に消毒用アルコール等を配置

#### ○ 利用者の氏名・連絡先の把握（代表者のみ）

### 2 施設内での感染防止に向けた注意事項

#### ○ 飛沫感染・接触感染のリスク低減

- ・ 密集・密接の回避に向けた注意喚起
  - ～ 集団で行う競技、近接して行う競技、身体接触がある競技などを実施する場合は、各競技団体等が示す指針などに基づき、密集や密接を回避するよう注意を喚起

- トレーニングジム利用における感染予防対策の徹底

～「スポーツ施設（スポーツクラブなどの運動施設）の営業再開に向けた感染予防対策について（令和2年5月22日）」に準拠した感染予防対策を徹底

【レベル2以上の段階で行う感染防止策】

◆密集・密接が想定される用途での利用制限

利用受付時に、利用人数や利用用途、利用形態などを確認し、身体的接触を伴うコンタクトスポーツ等における試合・対戦形式の利用など、密集や密接が想定される場合は利用を制限

◆トレーニングジムの利用制限

体育館等に併設されているトレーニングジムについては、過去にクラスターが発生しております、感染リスクが高いことから利用を制限

- 人と人の間の間隔の確保

～受付窓口等の利用者集合が想定される場所など、2m間隔の目安の表示

～廊下、階段など通路をテープ表示で区切るなど、施設内通路の非対面通行化

～コート、レーン等の交互利用、練習場等の同時利用人数の制限などによる、身体的距離の確保

- 共用器具、貸出用具、共用箇所の定期的な消毒の実施

～複数人で利用する運動用具やドアノブ、テーブル、スイッチなどの共用部分、貸出用具等の定期的な消毒

～多数が接触するドアノブ等の共用箇所付近には、利用者も使えるよう消毒用アルコール等を配置

※水泳場においては塩素濃度のモニタリングを厳密に実施

- 更衣室、シャワー室、トイレ等の管理の強化

～定期的に換気・消毒を実施

～利用者にも利用後の換気・消毒の協力を依頼（消毒用アルコール等を配置）

～ハンドドライヤー・共用タオル使用を禁止し、ペーパータオル等を配置

～更衣室の利用状況を管理し、同時利用人数を制限

- ゴミの廃棄における感染防止

～鼻水・唾液等の付着したゴミの密閉処理、回収時の手袋着用

- 換気の徹底

～出来る限り全てのドアを開放

～窓がない部屋については、空調機器を稼働させるなど室内空気の滞留を回避

※ホットヨガスタジオにおいては、1クラスごとに換気を実施

<利用者向け>

- 手洗いの徹底、可能な限りマスクの着用

- 対面での会話、大声での応援、ハイタッチなどの行動の自粛

- 更衣室や休憩スペースなど共用施設での長時間利用の自粛、対面利用・会話の自粛

<従業員等向け>

- ・ マスクまたはフェイスガードの着用、手洗いの徹底
- ・ 受付窓口等における飛沫感染、接触感染リスクの低減措置
  - ～ アクリル板の設置、透明ビニールシートによる遮蔽
  - ～ トレーを介した金銭の授受や手袋の使用、都度の手指の消毒
- ・ スクールバス等による送迎時における車内での換気、席間確保
- ・ スクール指導時の飛沫感染、接触感染リスクの低減措置
  - ～ 指導者のフェイスガード着用、身体的接触を伴わない指導・身体的距離を確保した指導の実施
  - ～ 受講者の体調異常等を常に観察し、状況に応じた対応実施（注意喚起や退室など）
  - ～ 受講者同士の対面会話や身体的接触等、受講者の行動に対する注意喚起

### 3 その他

【レベル2以上の段階で行う感染防止策】

◆ 県外からの利用自粛

予約受付時に、県外からの利用については自粛を要請（ホームページや掲示でも事前周知）

【レベル2以上の段階で行う感染防止策】

◆ イベントや大会の実施における感染防止対策の実施

参加人数を極力少数（最大でも50人程度）とし、次の点に留意の上、実施を検討

ア 3つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと

イ 大声での発声や声援、近接した距離での会話等が控える環境を確保できること

ウ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること。

～ レベル1以下においては、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について（令和2年5月22日）」の「3（5）イベントの開催」に準拠

○ 感染予防対策の徹底

- ・ 対策責任者・担当者を設定し、本対策を徹底

## 学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る

### 広島県教育委員会の基本的な考え方について

- 1 学校においては、感染防止の3つの基本、①身体的距離の確保、  
②マスクの着用、③手洗いなどの感染対策を徹底するといった  
「学校の新しい生活様式」（令和2年5月22日文部科学省）を導入し、  
感染リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、幼児児童  
生徒の学習機会を確保する。
- 2 感染者が確認された場合には、衛生主管部局等と連携しつつ、  
感染者及び濃厚接触者の出席停止などを行う。また、学校内で  
感染が広がっている可能性がある場合には、専門家の意見を  
踏まえ、臨時休業について、適切に判断する。  
なお、再度感染者が増加するなどの事態が生じた場合には、  
地域の感染レベルの状況に応じて適切に対応する。
- 3 感染者とその御家族のプライバシーを守るため、SNS等による  
情報の拡散や、誹謗・中傷・差別等の行動をとらないよう、  
児童生徒等への指導を徹底する。

※ なお、県立中学校・高等学校においては6月1日（月）から、県立  
特別支援学校においては6月15日（月）から、「学校の新しい生  
活様式」（令和2年5月22日文部科学省）による全面再開とする。

令和2年5月22日

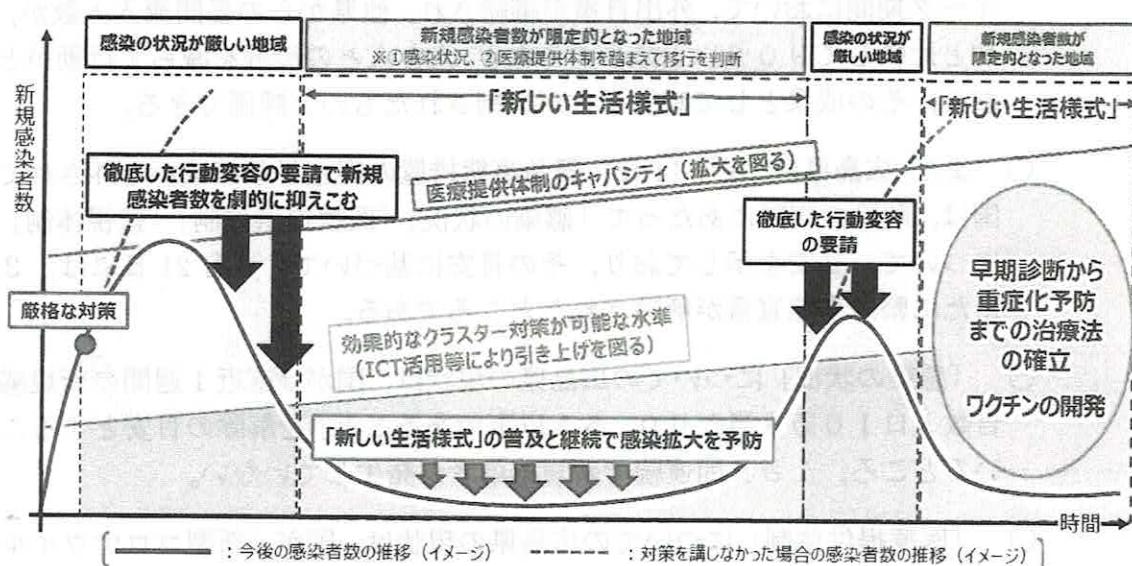
## 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議

### 広島県の新型コロナウイルス感染症の状況にかかる評価と提言

- 広島県内では、ゴールデンウイーク後2週間を経過した時点で、再陽性となつた2名を除き、2週間以上連続で新規の感染者が発生していない。ゴールデンウイーク期間において、外出自粛が継続され、他県からの昼間流入人数が、1月下旬と比較して90%以上減少するなど、人ととの接触を減らす行動がとられており、その成果として感染拡大が抑制されたものと評価できる。
- また、広島県は、5月14日に緊急事態措置の実施対象区域から外されている。国は、解除の判断にあたって「感染の状況」「医療提供体制」「監視体制」の三点について、目安を示しており、その目安に基づいて、5月21日には、3府県で新たに緊急事態宣言が解除されたところである。
- 「感染の状況」についての広島県の現状は、国が「直近1週間の新規感染者報告数人口10万人当たり0.5人以下であること」を解除の目安とすること正在いるところ、18日間連続で新規感染者が発生していない。
- 「医療提供体制」についての広島県の現状は、国が「新型コロナウイルス感染症の重症者数が持続的に減少しており、病床の状況に加え、都道府県新型コロナウイルス対策調整本部、協議会の設置等により患者急増に対応可能な体制が確保されていること」を解除の目安とすることとしているところ、重症者は1名にまで減少しており、入院病床の空床率が約96%となっていることに加え、広島県患者受け入れ調整本部が設置されて円滑な入院調整等が行われる体制が整っている状況にある。
- 「監視体制」についての広島県の現状は、国が「医師が必要とするPCR検査等が遅滞なく行える体制が整備されていること」を解除の目安とすることとしているところ、広島県の現状は、直近一週間の検査件数が1日平均54件と検査能力の20%であり、さらなる拡充が図られつつある状況にある。
- これらの状況から、ゴールデンウイークの影響を加味しても、国が「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」で緊急事態措置の解除の判断の目安として示した基準をすべてクリアしており、レベル1の状況にあると評価できる。

- 一方で、国内において新規感染者がゼロになった状況ではなく、すべての都道府県で緊急事態措置が解除された状況にもない。また、これまで段階的に行ってき制限の解除の影響についても、継続的な評価を行っていく必要がある。
- これまで、再三述べてきたように、新型コロナウイルス感染症が完全に終息したわけではなく、また、対策を解除することで、再度のまん延が生じる可能性が十分あることを踏まえ、再び感染者数が増加する兆しが見られた場合に、県はレベル変更の判断を行うことができるような指標や目安について策定する必要がある。

(参考)新型コロナウイルス感染症対策の今後の見通し(イメージ)



出典：新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月1日)

- また、今後、感染者、医療・福祉関係者やその家族を誹謗・中傷差別から守るとともに、感染爆発が起きた時に医療機関や社会福祉施設の運営を継続するための人的・財政支援の体制を検討する必要がある。